

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	環境局 資源循環推進部 東部清掃事務所
件 名	さいたま市粗大ごみ戸別収集受付システム等賃貸借 (再リース)
借 入 場 所	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 外
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 2 4 日
契約の相手方名	N T T ・ T C リース(株)関東支店
契 約 金 額	4 5 7 , 7 1 0 円 (月額)
随意契約によることとした理由	本賃貸借契約は、粗大ごみの収集受付に関し必要なシステム等を賃借するものである。 本契約は、現行契約の再リースであることから、当該業者以外は履行できないものである。 したがって、地方地自法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号規程に基づき、当該業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	環境局 資源循環推進部 東部清掃事務所
件 名	さいたま市東部清掃事務所複写機賃貸借
借 入 場 所	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 東部清掃事務所
契 約 締 結 日	令和 8 年 3 月 1 7 日
契約の相手方名	キャノンシステムアンドサポート(株)関東アカウント営業部
契 約 金 額	2 8 , 6 0 0 円 (月額)
随意契約によることとした理由	本賃貸借契約は、さいたま市東部清掃事務所で使用する複写機を賃貸借するものである。 本契約は、賃借料と使用料の複数単価契約であるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により随意契約とした。 過去に同様の契約実績があり、本業務に精通している 5 者を選定して見積合わせを行った結果、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した当業者と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号